

公営住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 2月10日(金)

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、**町内在住の所得のある方2名の連帯保証人**（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111
(内線245・246)

鬼鹿支所 ☎57-1111

達布支所 ☎58-1111

■公営住宅


| ■第2旭団地(旭町3) | | | | | |
|---------------|-----------|-------|----|-----------------|--------------------------------------|
| 建築年 | 間取 | 面積 | 戸数 | 設備 | 家賃 |
| ①S43建築(H2改善) | 2DK(平屋建) | 47.1㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 9,700円～14,400円 近傍同種家賃:25,800円(注) |
| ②S46建築(H5改善) | 3DK(平屋建) | 56.3㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 12,700円～19,000円 近傍同種家賃:30,900円(注) |
| ③S44建築(H3改善) | 2LDK(平屋建) | 48.5㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 10,300円～15,300円 近傍同種家賃:27,200円(注) |
| ④S43建築(H2改善) | 2LDK(平屋建) | 41.3㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 8,600円～12,900円 近傍同種家賃:25,200円(注) |
| ⑤S41建築(S63改善) | 2LDK(平屋建) | 41.2㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 8,200円～12,200円 近傍同種家賃:23,800円(注) |
| ■新町団地(新町2) | | | | | |
| 建築年 | 間取 | 面積 | 戸数 | 設備 | 家賃 |
| ①S54建築 | 3DK(2階建) | 67.4㎡ | 1戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 15,700円～23,400円 近傍同種家賃:28,200円(注) |
| ②S55建築 | 3DK(2階建) | 68.8㎡ | 5戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 16,300円～24,200円 近傍同種家賃:30,500円(注) |
| ③S55建築 | 3DK(2階建) | 68.7㎡ | 3戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 16,200円～24,200円 近傍同種家賃:30,500円(注) |
| ■第2新興団地(旭町) | | | | | |
| 建築年 | 間取 | 面積 | 戸数 | 設備 | 家賃 |
| ①H16建築 | 2LDK(2階建) | 69.2㎡ | 1戸 | ユニットバス・電気温水器設置済 | 22,800円～34,000円 近傍同種家賃:77,600円(注) |
| ■高台団地(鬼鹿港町) | | | | | |
| 建築年 | 間取 | 面積 | 戸数 | 設備 | 家賃 |
| ①S59建築 | 3LDK(2階建) | 67.6㎡ | 2戸 | 浴槽・風呂釜は入居者設置 | 15,900円～23,700円 近傍同種家賃:36,800円(注) |
| ■温寧団地(鬼鹿田代) | | | | | |
| 建築年 | 間取 | 面積 | 戸数 | 設備 | 家賃 |
| ①H6建築 | 3LDK(2階建) | 69.1㎡ | 2戸 | ユニットバス・ボイラー設置済 | 20,300円～30,200円 近傍同種家賃:65,700円(注) |

注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・入居資格は、現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えず、申込者及び同居者が暴力団員でない世帯が対象となります。(全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者または同居者に障がい者や就学前の幼児等がいる場合は緩和されます)
- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税及び町使用料の滞納がある方は、完納の上お申し込み願います。

ごみの分別についてのお願い

- ☆ 「紙製容器」に「雑紙」が混入している事例が多く見られますので、ご注意ください！

のマークがついているものを排出してください。

- ☆ 汚れている「プラ製容器」は「資源ごみ」になりません！
水やお湯で軽くすすいでも汚れがとれない物は、「可燃系埋立ごみ」で排出してください。
また、硬質プラは「不燃系埋立ごみ」で排出してください。

